

保保発0531第1号
平成28年5月31日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

被保険者証の記号及び番号を含む個人情報流出事案に係る調査結果の概要
及び情報流出対象者への対応等について（依頼）

標記につきましては、昨年末に被保険者情報の流出に係る報道がなされたところであります。貴協会におかれましては、当該報道に係る事実確認について御協力いただいたところですが、この度調査の結果がまとまりましたので、別紙のとおり御連絡いたします。

また、貴協会における確認の結果、当該報道において指摘された被保険者証の記号及び番号等の個人情報が掲載されている名簿のうち、現存していると考えられる被保険者等に対しては、別添の例を御参考にお知らせの通知を送付していただき、注意喚起を図っていただくとともに、当該被保険者等から照会があった際には丁寧な説明を行うなど、適切に対応いただきますよう、お願い申し上げます。

医療保険被保険者の被保険者番号等の個人情報流出について

○ 経緯

- 27年12月25日 厚生労働省に報道記者から、「被保険者証の番号を含む個人情報が流出している」とのことでの取材依頼
- 28日 記者が名簿を持って来訪
- 同日 保険者宛てに被保険者証の再発行の際の確実な本人確認措置の徹底について事務連絡を発出
- 30日 各社から記事配信
- 28年1月4日 保険者宛てに本人確認措置の徹底について再周知
- 5日～ 保険者に対して、
① 名簿に記載された健康保険証の番号が現在も使用されているか
② 情報の流出経路について把握が可能か調査を依頼

○ データの概要

協会けんぽ（平成20年10月発足）の保険者番号がなく、政管健保の番号が含まれていること、後期高齢者医療広域連合（平成20年4月発足）の保険者番号が含まれていないことから、平成19年度以前のデータである可能性が高い。

- ・データ件数 103,111件
- ・データ項目 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、被保険者証の記号・番号 等

※病歴等の医療情報は含まれていない

- ・性別 男 44,000人 女 59,111人
- ・住所は、沖縄県を除く46都道府県に分布しているが、大阪府、奈良県、滋賀県の3府県に集中

（保険者種別）

- ・社保63,931人（うち政管健保31,477、健保組合24,876、共済組合等7,578）
- ・国保39,180人

保険者調査の結果概要①

① 名簿に記載された健康保険証の記号・番号が現在も使用されているか

- ・ 現存 18,470人 (17.9%)
- ・ 喪失又は現存しない 84,641人 (82.1%)

(各保険者における状況)

- ・ 政管健保 現存: 6,025人(19.1%) 喪失又は現存しない: 25,452人(80.9%)
※ 政管健保から協会けんぽへの移行(平成20年10月)に伴い、被保険者証記号は全て変更されている
- ・ 健保組合 現存: 5,323人(21.4%) 喪失又は現存しない: 19,553人(78.6%)
- ・ 市町村国保 現存: 5,847人(14.9%) 喪失又は現存しない: 33,333人(85.1%)
※ 後期高齢者医療制度の施行(平成20年4月)に伴い、75歳以上の者については、被保険者番号は全て変更されている
- ・ 共済組合等 現存: 1,275人(16.8%) 喪失又は現存しない: 6,303人(83.2%)

現在使用されている健康保険証の記号・番号の流出が確認された方については、
保険者から被保険者に通知し、ご本人からの要望があれば、保険者の判断で
番号変更(※)していただくよう、保険者に対して要請する文書を発出
※協会けんぽ及び後期高齢者医療制度の方の保険証の記号・番号については、現在全て
変更されている

保険者調査の結果概要②

② 情報の流出経路について把握が可能か

- 流出した名簿に記載のあった者が過去(名簿流出が疑われる平成19年頃)に受診した際のレセプトの一部を分析し、特定の医療機関等(病院・診療所・調剤薬局)が抽出されるかを調査。
- その結果、特定の医療機関等への集中はみられず、該当する医療機関等は多数にわたっているため、本事案が医療機関等からの流出によるものか否かの断定はできなかった。

《調査対象・結果》

- 政管健保の被保険者のレセプト
 - ・19年5月～20年3月／該当レセプト件数：60,124件、該当医療機関等：10,036機関
 - ・20年4月～21年3月／該当レセプト件数：49,102件、該当医療機関等：8,776機関
- 市町村国保の被保険者のレセプト
 - ・20年5月～21年4月／該当レセプト件数：62,059件、該当医療機関等：3,407機関

(注) これらの医療機関等の数は、名簿に記載のある者が受診した医療機関等の合計数であり、本事案において当該医療機関等から情報の流出があったことを意味するものではない。

本事案での情報の流出経路は断定できないものの、本事案を踏まえ、全国の医療機関等(病院・診療所・調剤薬局)における個人情報の適切な取扱いを徹底するため、

- ① 厚労省から都道府県等に対し、医療機関等へのあらためての周知と、引き続きの適切な指導・監督の依頼を要請する文書を発出
- ② あわせて、厚労省が所管する独立行政法人の医療機関等に対しても、同様に要請する文書を発出

【流出名簿掲載者数】

住所地(都道府県)別、現存者等の人数

(単位:人)

| | ① 現存 | ② 喪失又は現存しない | 合計 |
|------|--------|-------------|---------|
| 全国 | 18,470 | 84,641 | 103,111 |
| 割合 | 17.9% | 82.1% | 100.0% |
| 北海道 | 0 | 8 | 8 |
| 青森県 | 1 | 3 | 4 |
| 岩手県 | 2 | 0 | 2 |
| 宮城県 | 2 | 4 | 6 |
| 秋田県 | 2 | 1 | 3 |
| 山形県 | 0 | 2 | 2 |
| 福島県 | 0 | 1 | 1 |
| 茨城県 | 3 | 1 | 4 |
| 栃木県 | 32 | 23 | 55 |
| 群馬県 | 1 | 0 | 1 |
| 埼玉県 | 12 | 18 | 30 |
| 千葉県 | 9 | 29 | 38 |
| 東京都 | 209 | 1,145 | 1,354 |
| 神奈川県 | 11 | 46 | 57 |
| 新潟県 | 1 | 11 | 12 |
| 富山県 | 0 | 5 | 5 |
| 石川県 | 0 | 12 | 12 |
| 福井県 | 3 | 24 | 27 |
| 山梨県 | 0 | 2 | 2 |
| 長野県 | 1 | 4 | 5 |
| 岐阜県 | 9 | 12 | 21 |
| 静岡県 | 13 | 13 | 26 |
| 愛知県 | 34 | 379 | 413 |
| 三重県 | 17 | 100 | 117 |
| 滋賀県 | 3,482 | 20,340 | 23,822 |
| 京都府 | 704 | 2,271 | 2,975 |
| 大阪府 | 7,915 | 28,537 | 36,452 |
| 兵庫県 | 1,593 | 6,549 | 8,142 |
| 奈良県 | 4,122 | 20,722 | 24,844 |
| 和歌山県 | 115 | 581 | 696 |
| 鳥取県 | 0 | 8 | 8 |
| 島根県 | 1 | 12 | 13 |
| 岡山県 | 5 | 27 | 32 |
| 広島県 | 6 | 23 | 29 |
| 山口県 | 1 | 7 | 8 |
| 徳島県 | 146 | 3,559 | 3,705 |
| 香川県 | 2 | 34 | 36 |
| 愛媛県 | 9 | 17 | 26 |
| 高知県 | 1 | 24 | 25 |
| 福岡県 | 3 | 29 | 32 |
| 佐賀県 | 0 | 6 | 6 |
| 長崎県 | 1 | 7 | 8 |
| 熊本県 | 0 | 10 | 10 |
| 大分県 | 0 | 4 | 4 |
| 宮崎県 | 1 | 8 | 9 |
| 鹿児島県 | 1 | 18 | 19 |
| 沖縄県 | 0 | 5 | 5 |

①現存…流出している被保険者番号が現在も使用されている

②喪失又は現存しない…流出している被保険者番号が、過去に使用されていたが現在は

使用されていない又はその番号に該当する者が現在・過去とも存在しない

※①②は平成28年1月1日現在を基準として調査したもの

(注) 国保の人数は保険者の所在地が該当する都道府県別に分類したものであり、今回入手したデータの住所に基づく都道府県別の人数ではない。

(例)

平成28年 月 日

●● ●● (被保険者名) 殿

全国健康保険協会●●支部

健康保険証の記号・番号を含む個人情報の流出について（お知らせ）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格別のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年末、約十万余件の個人情報が掲載された名簿が流出しているという報道がなされました。流出元や流出に至った原因等は不明ですが、厚生労働省の説明では、当該名簿には「氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号又は携帯電話番号、健康保険証の記号・番号」の情報が含まれているとのことです。

厚生労働省から事実関係の確認の協力を求められたことを受けて、当協会においても確認作業を行った結果、当該名簿に**当協会設立（平成20年10月）以前の政府管掌健康保険において使用されていた貴殿の健康保険証の記号・番号**が掲載されていることが判明いたしましたのでお知らせいたします。

当該名簿に掲載されている健康保険証の記号・番号は、**現在お手元にある健康保険証の記号・番号とは異なっており**、さらに、保険証の再発行や傷病手当金等の給付申請等には事業主の証明が必要であることを踏まえると、当協会といたしましては、当該名簿に記載されていた記号・番号で悪用される事態は想定しがたいと考えております。

以上、ご不明の点がございましたら、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

全国健康保険協会●●支部

(参考) 当該事案に関する情報は厚生労働省ホームページにおいて掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>